

1. 会合名	「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(第 29 回)
2. 日 時	平成 25 年 9 月 5 日 (木) 午前 9 時 30 分 ～ 10 時 55 分
3. 議 案	1. 高齢顧客との取引にかかる自主規制規則 (案) 及びガイドライン (案) についての意見等 2. その他
	前回 (第 28 回、8 月 22 日開催) のワーキング終了後に提示した協会規則 (案)、ガイドライン (案) に対する意見募集の結果を踏まえた修正案をもとに、ワーキングとしての最終案取りまとめに向けての議論が行われた。 1. 高齢顧客との取引にかかる自主規制規則 (案) 及びガイドライン (案) についての意見等 (1) 規則案【資料 1】 ・委員の意見等を踏まえた修正案を提示。(事務局) → 特段意見等はなし。 → 事務局案のとおりとしたい。(主査) (2) ガイドライン案【資料 2-1、2-2、2-3】 ① 社内規則の制定 ・委員の意見等を踏まえた修正案を提示。(事務局) → 特段意見等はなし。 → 事務局案のとおりとしたい。(主査) ② 高齢顧客の定義 ・委員の意見等を踏まえた修正案を提示。(事務局) → 特段意見等はなし。 → 事務局案のとおりとしたい。(主査) ③ 高齢顧客への勧誘による販売商品 ・委員の意見等を踏まえた修正案を提示。(事務局) ・通貨について、ユーロ円は円と考えてよいか。(委員) → ご理解のとおりと考える。(事務局) ・対象外にできる通貨について、今回の事務局案は前回ワーキングで提示した 3 通貨のままとなっているが、これが最終案ということか。当社は 3 通貨に限定せず、各社の判断とすべきと考える。他の委員の意見も聞きたい。(委員) → 考え方、結論は前回のワーキングと同様である。今回の 3 通貨は、流通量が多く、スプレッド幅が小さい上位 3 通貨と一致しているが、その他の通貨については、役席者の事前承認なしに営業員が自由に勧誘できる通貨として加える合理的な理由が見いだせない。(事務局) → 保守的に考えて、制度導入時は事務局案のとおり 3 通貨としたいと考える。今後経済情勢が変化した場合等には協会員からルール、ガイドラインの見直しを求めることもできる。(主査) ・外国市場も含む E T F、E T N 等を対象外とする理由で「周知性が高い」と表記している点に違和感がある。(委員) → ガイドラインでは「周知性」だけを理由にしているわけではなく、「時々刻々の価格の変動等」についても記載しており、ご指摘の商品は前者より後者のほうが重視されていると考える。(事務局) ・通貨については各社から様々な意見が出ており議論が収束していないと考えるの

で、本件（３通貨）は事務局案である旨を議事概要等に明記していただきたい。（委員）

- ・③の「公社債を中心に投資し、比較的安定的な運用を指向する投資信託」とは具体的に何を指すのか。（委員）

→基本的には公社債投信を想定している。加えて公社債投信に似た性格を持つものも想定している。（事務局）

→分類上は公社債投信ではなく株式投信であっても、運用の中身が国内外の公社債を中心に安定的な運用を目指すものも含まれると考えられる。（主査）

- ・株式投資信託であっても大型株を中心に安定運用を目指すものもある。ここは「公社債を中心に投資し」を削除し、安定運用を指向する投資信託としてはどうか。（委員）

→株式投信を含めてしまうと、いっそ投資信託全体を勧誘留意商品の対象にしようとの議論も出てくる可能性がある。今回の規制の趣旨を踏まえると「公社債を中心に」という言葉は外せないものとする。（事務局）

- ・レバレッジ型や複雑な仕組みの投信などを勧誘留意商品とすればよく、それ以外の投信は勧誘可能にすべきである。それでなければ、現物株式を勧めてしまう。（委員）

→何度も申し上げているが、ガイドラインでは、勧誘留意商品を高齢顧客に一切勧誘してはいけないとか、高齢者が買ってはいけないとかを述べているわけではなく、一定の手順が必要となる勧誘留意商品の範囲について議論していることを再度認識していただきたい。（事務局）

- ・一定の手順を踏めば勧誘留意商品を勧誘できるといっても、事務フローが煩雑すぎて、誰も勧誘しなくなり、事実上勧誘できなくなると考える。この事務フローが前提であれば投信はすべて勧誘留意商品の対象外としてほしい。（委員）

→今回の議論の背景となった高齢顧客からの苦情・あっせん等の事例では、投信商品関係の事例が相応の件数あることを踏まえると、事務局案のとおりとしたい。ご理解いただきたい。（主査）

- ・投資信託協会が決めているリスクレベルと比べても、どの投信が勧誘留意商品の対象又は対象外となるのかがわかりにくい。投信の範囲をある程度明確にすべきではないか。（委員）

→個別商品を具体的に判定するのは不可能である。投資対象のバランス等とガイドラインの趣旨を踏まえ各社で判断していただきたい。（主査）

- ・個別商品を各社で判断するのであれば、「公社債を中心に」は外していただきたい。（委員）

→基本的に元本確保の特性を持っている公社債とそうでない株式とは全く性格が異なる。比較的安定的な運用を指向する投資信託といっても公社債と株式を一緒ににはできないと考える。（主査）

- ・今回のルール制定の趣旨を鑑みても、投信を勧誘留意商品の対象にする必要はないと考える。（委員）

→委員のご意見として承る。（主査）

- ・株式は勧誘留意商品の対象ではなく、株式投信は勧誘留意商品の対象となるということを顧客にどう説明すればよいのか。（委員）

→規則、ガイドラインに則って説明いただくことになるものとする。（主査）

- ・Ｑ３に関して、「勧誘留意商品の勧誘を行う場合には、あらかじめ役席者の事前承認を得る」との表記と「面談の実施方法については、取引の都度」との表記は整合性に欠けるのではないかと。「営業員の勧誘実態」や「顧客の理解度」を確認できるのは、まさに買付けしようとしている時である。役席者の事前承認は必要かもしれ

ないが、役席者の面談等は、買付受注時の面談も可能とするガイドラインとしていただきたい。この点は議論が尽くされていないと思うので、改めて検討願いたい。
(委員)

→ガイドラインでは、役席者の面談等は勧誘に関する事前承認の前に行うこととしている。担当営業員から高齢顧客に勧誘留意商品を勧誘してよいかとの申請があった場合、役席者はその都度、あるいは定期的な面談等により、高齢顧客の健康状態、理解力等を確認して事前承認する手続きとしている。(事務局)

・勧誘前の役席者による面談では、営業員が勧誘しようとする勧誘留意商品に対する顧客の理解度を役席者は判断できないのではないか。(委員)

→役席者であれば、高齢顧客と接して会話をすることで理解できるのではないかと考える。(事務局)

・投資経験のない勧誘留意商品の理解度については、勧誘後でないとわからないのではないか。(委員)

→その点は、翌日以降の役席者の受注時の確認、約定後の連絡による確認に盛り込まれている。事前承認の段階では「この商品であればこのお客様は理解できるであろう」と判断することになる。(事務局)

・Q3の「都度、高齢顧客の健康状態や理解度等を確認したうえで行う」との表記の変更は、都度面談を行わねばならないように読めるが、修正前よりも厳格化したのか。混乱してしまう。(委員)

→特に厳格化の意図はない。誤解を与えるのであれば、表記を修正する。(事務局)

・本ワーキングに参加していない協会員の中には、役席者の面談等は勧誘前ではなく、勧誘時に必要と誤解している協会員もいる。(委員)

→誤解を与えないように表記を修正したい。(主査)

④ 勧誘を行う場所・方法

・委員の意見等を踏まえた修正案を提示。(事務局)

・勧誘可能商品（投資信託）のところで申し上げた「公社債を中心に投資し」が外せないのであれば、翌日受注のフローは受け入れられない。(委員)

→委員のご意見として承る。(主査)

・公社債が中心であれば勧誘留意商品の対象外としてもよいということは、少しでも株式が組み込まれると勧誘留意商品の対象外から排除されるわけではないとの理解でよいか。(委員)

→ご理解のとおりである。(主査)

⑤ 約定結果の確認・連絡

・委員の意見等を踏まえた修正案を提示。(事務局)

→特段意見等はなし。

→事務局案のとおりとしたい。(主査)

⑥ モニタリング

・モニタリングの部署、サイクルについての言及はないが、規模等に応じて各社各様で対応してよいのか。例えばサイクルは1年でもいいのか。(委員)

→ガイドラインに示しているモニタリングの内容を実施することとなれば、おそらく1年に1度のサイクルでよいことにはならないと考える。ガイドラインに示している内容の範囲で、各社で部署、方法等を検討していただきたい。例えば日々の取引管理を行いつつ、月次で自店検査を行い1年サイクルで社内検査を行うといった組み合わせが考えられる。(事務局)

- ・ガイドラインにモニタリングの部署やサイクルが具体的に記載されていないと、ワーキングに参加していない協会のなかには「各社で勝手に判断しても構わない」と考える協会がある。（委員）

⑦ その他

- ・「使者」はガイドラインの対象か。（委員）
→従来からの使者の考え方に則れば使者は投資判断を行っているわけではないので対象とはならないと考える。（事務局）
- ・勧誘か客注かの判断について、例えば新興国を投資対象とする投信を全部説明してくれと依頼され、営業員は淡々と概要を説明し、顧客が自ら銘柄と数量を決めた場合、感覚的にはインターネット取引と近いが、この場合は勧誘にあたるか。（委員）
→ケースバイケースではあるが、営業員が介在する多くの場合、顧客から「自分は勧誘を受けていない」と言われることはないであろうと考えると、勧誘前に役席者の事前承認を得ることが適正な方法なのではないかと考える。（事務局）
- ・顧客の要請に基づきパンフレット等を郵送後、その中から顧客が銘柄と数量等を指定してくるケースは非勧誘との認識でいいか。（主査）
→ご理解のとおりであると考えます。
- ・顧客に商品に関する資料を届けて一切説明しない場合はどのように考えるか。（委員）
→顧客の要請に基づき資料を届けるのみであれば非勧誘と考えられる。（事務局）
- ・翌日受注等のフローについて、ガイドラインより厳しく 75 歳以上を対象とし、その代わり、75 歳から 79 歳までは事前承認を不要とする対応はガイドラインを逸脱しているか。（委員）
→ガイドラインでは 75 歳以上の高齢顧客については役席者の事前承認をミニマムスタンダードとして設定しているものであるから、ガイドラインを逸脱していると考えます。（事務局）
- ・本日の議論の内容を踏まえ事務局でガイドラインを再度修正し、このワーキングとしての最終案としたい。ガイドラインの修正内容については、金融庁ともすり合せのうえ、主査並びに事務局に一任とさせていただきたい。いただいたご意見がすべて反映できるわけではない旨もご了承いただきたい。（主査）
→一同同意

2. その他

事務局から、修正後の規則案、ガイドライン案については 9 月 13 日の自主規制企画分科会の審議を経て、承認された場合は 9 月 13 日から 9 月 27 日までの間パブリックコメントの募集を行うこと、さらに、10 月 15 日の自主規制会議で審議、決議がなされた場合はその日に規則改正、ガイドライン制定となる旨の説明が行われた。また、制定後、本件内容にかかる全国説明会が予定されている旨の説明が行われた。

- ・規則の施行日については、年内で態勢整備の期間を考慮した場合、一案としては 12 月 24 日あたりが現実的な施行日と考える。一方で当初金融庁から説明があったとおり、NISA への対応という観点から、規則改正から 2 か月後にあたる 12 月 16 日を施行日としてはどうか。（主査）
- ・施行日は勧誘開始日ベースか、約定日ベースか。（委員）
→今回は勧誘に関する規制であるので勧誘開始ベースが適用されと考えられる。（事務局）
→特段反対の意見もないので施行日は 12 月 16 日を念頭に手続きを進めていきたい。

	(主査) ・社内規則は定めているが、それがガイドラインを遵守していない場合は協会規則違反に該当するか。(委員) →内容によっては協会規則違反に該当するおそれがある。(事務局) ・ガイドラインに沿った事務フローを定めて、営業員が遵守しなかった場合は規則違反に該当するか。(委員) →本規則は行為規制ではないので、ただちに協会規則違反に該当することはないと考えられる。(主査) 主査から閉会の挨拶があり、終了した。 以　　上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）